



長野県県税に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年 3月31日

長野県知事 田中 康夫

長野県規則第39号

長野県県税に関する規則の一部を改正する規則

長野県県税に関する規則（昭和34年長野県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号のウ中「(条例第62条に規定する申告書を除く。)」を削り、同条第5号中「(条例第118条の7第1項又は第2項に規定する申告書若しくは修正申告書及び条例第118条の8に規定する報告書を除く。)」を削る。

第5条中「県民税の配当割及び県民税の株式等譲渡所得割に係る」を「次の各号に掲げる」に、「長野県長野地方事務所の所在地」を「当該各号に定める場所」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 県民税の配当割及び県民税の株式等譲渡所得割に係る徴収金 長野県長野地方事務所の所在地
- (2) 自動車取得税に係る徴収金のうち、条例第6条第2項第3号のウの(7)及び(4)に掲げるもの 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による登録等を行う地

第26条中「第16条の3第7項又は第8項」を「第16条の3第8項又は第9項」に改める。

第65条の2中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

附則第5項の前の見出し及び同項を削る。

附則第6項に見出しとして「(短期譲渡所得の課税の特例)」を付し、同項後段を削り、同項を附則第5項とする。

様式第6号及び様式第7号中

「あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。」

を

連絡先 係電話（ ） 番

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第8号の一般用の第1片の裏面中

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で異議申立て(審査請求)をすることができます(審査請求はなるべく地方事務所を経由してください)。

を

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。）
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立て（審査請求）に係る決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立て（審査請求）があった日から3月を経過しても決定（裁決）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定（裁決）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に、「5」を「6」に改め、同様式の個人事業

税用の裏面中

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で審査請求をすることができます。審査請求はなるべく当地方事務所を経由して提出してください。」

を

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

5 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に、「5」を「6」に改め、同様式の個人事業

税口座振替用の裏面中

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。」

を

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

5 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に改め、同様式の不動産取得税用の裏面中

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で審査請求をすることができます。審査請求はなるべく当地方事務所を経由してください。」

を

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

5 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。」

に、「5」を「6」に改め、同様式の自動車税

用の裏面中

「 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で異議申立てをすることができます。」

を

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に、「5」を「6」に改め、同様式の自動車税

口座振替用中

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して、書面で異議申立てをすることができます。

を

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改め、同様式の鉤区税用の裏面中

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

を

- 4 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に、「5」を「6」に改める。

様式第9号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

連絡先 係電話（ ） 番

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第10号の一般用の裏面中

- 「
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。
- 」

を

- 「
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。）
 - 3 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立て（審査請求）に係る決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立て（審査請求）があった日から3月を経過しても決定（裁決）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定（裁決）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改め、同様式の法人県民税・法人事業税用、

個人事業税用及び不動産取得税用中

- 「
- 2 あなたがこの処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。
- 」

を

- 「
- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を經由して提出してください。
 - 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改め、同様式の県たばこ税用、自動車税用の

裏面及び鉾区税用中

- 「
- 2 あなたがこの処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 」

を

- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改め、同様式のゴルフ場利用税用及び軽油引

取税用中

- 2 あなたがこの処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第10号の2中

- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があつた日から3月を経過しても判決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第13号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。）

を

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立て（審査請求）をすることができます。（審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。）
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立て（審査請求）に係る決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立て（審査請求）があった日から3月を経過しても決定（裁決）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定（裁決）を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定（裁決）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第14号、様式第17号及び様式第18号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第24号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

連絡先	係電話（ ）	番
-----	--------	---

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第26号中

備考

を

連絡先	係電話（ ）	番
-----	--------	---

備考

に改める。

様式第27号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

連絡先 係電話（ ） 番

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があつた日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第28号中

備考	
----	--

を

連絡先 係電話（ ） 番

備考

--	--

に改める。

様式第29号及び様式第30号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

連絡先 係電話（ ） 番

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があつた日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第32号、様式第33号及び様式第35号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第37号の一般用の裏面及び複数税目・複数年度充当用中

「

あなたがこの処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

」

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改め、同様式の自動車税還付用中

「

* あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

を

」

「

* あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

」

様式第47号の一般用中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

」

連絡先 係電話（ ） 番

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る裁判（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する裁判（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても裁判（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改め、同様式の個人事業税用中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求はなるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改め、同様式の不動産取得税用中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第65号の裏面の注の2中「、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより」を削り、「処分が」を「処分の」に、「（審査請求）」を「審査請求書」に、「地方事務所」を「当地方事務所」に、「ください。」を「ください。」に改め、同2の次に次のように加える。

- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁判がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第66号及び様式第66号の2中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第91号中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第115号の

県民税利子割
 県民税配当割
 県民税株式等譲渡所得割
 県たばこ税

用中

「

2 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

「

- 2 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 3 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があった日から3月を経過しても判決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

」

に改め、同様式のゴルフ場利用税用中

「

3 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

」

を

- 3 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しをを求める訴えは、審査請求に係る判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改め、同様式の軽油引取税用中

- 3 あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対し書面で審査請求をすることができます。（審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。）

を

- 3 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 4 この処分の取消しをを求める訴えは、審査請求に係る判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第115号の2中

（注）あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。

を

- （注）1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求（異議申立て）をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しをを求める訴えは、審査請求（異議申立て）に係る判決（決定）があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求（異議申立て）に対する判決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求（異議申立て）があつた日から3月を経過しても判決（決定）がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第123号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の定めるところにより、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立をすることができます。

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第124号中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第138号の4中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第138号の8中

「

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長野県知事に対し、書面で異議申立てをすることができます。

」

を

- 「
- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
 - 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 」

に改める。

様式第138号の9中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

を

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第142号の2中

あなたがこの処分について不服のあるときは、行政不服審査法第4条及び地方税法第19条の定めるところにより、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく、当地方事務所を経由して提出してください。

を

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

様式第155号中

あなたが、この処分について不服があるときは、行政不服審査法第4条の定めるところにより、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。

を

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

税 務 課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成17年3月31日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第6号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)
の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「又は第4号」を削り、同項第3号を削り、同項
第4号を同項第3号とする。

第31条第2項第5号中「又は第4号」を削る。

第38条の2第1項中「限る。）」の次に「、名古屋市及び大阪市」
を加え、同条第3項中「当該」を「次の各号に掲げる」に、「100分
の12の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 名古屋市及び大阪市の地域 100分の10
- (2) 東京都の地域(特別区の存する地域に限る。) 100分の12

別表第1の研究職給料表の項中

2	情報技術試験場	を
3	工業試験場	
4	精密工業試験場	
5	食品工業試験場	

「 2 工業技術総合セン
ター」に、「6」を「3」に、「7」を「4」

に、「8」を「5」に、「9」を「6」に、「10」を「7」に、「11」
を「8」に、「12」を「9」に、「13」を「10」に、「14」を「11」
に改め、同表の医療職給料表(2)の項中

「 4 西駒郷
5 保健所」を「 4 保健所」に、

「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を
「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」を「11」に

改め、同表の医療職給料表(3)の項中

5	西駒郷	を
6	保健所	

を「 5 保健所」に、「7」を「6」に、「8」を「7」
に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に、「12」
を「11」に改める。

別表第2のアの6級の項中

1	本庁の係長の職務	を
2	企画員の職務	

「 1 企画員の職務」に、「3」を「2」に、「4」を「3」
に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

人事委員会事務局